

タツクス

平成31年1月7日発行 第102号 共通版

転倒災害を防止しましょう

転倒災害は、休業4日以上労働災害の約4分の1を占め、最も多い労働災害です。特に、例年12月から2月にかけて、積雪や凍結による転倒が多く発生しています。職場を点検し、滑りやすい場所に手すりや滑り止めを設置したり、注意を呼びかけたりするなどして、転倒災害を防止しましょう。



謹んで新春のお慶びを申し上げます

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は、JA事業に特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。



平成30年は、国による需給調整や米の直接支払交付金が廃止されるなど、米政策の大きな転換点の年となりました。JAでは需給に応じた米作りを進め、生産者のご協力により、「つきあかり」、「みずほの輝き」の作付面積が目標を超えることができましたが、稲作全般での上位等級比率は84%を確保したものの、渇水による干害や登熟期の日照不足等の影響で作況指数97のやや不良となりました。平成31年産に向けては、関係団体と連携した対策をとるとともに、これまで以上に気象変動に強い米作りを推進してまいります。

また、昨年4月には、「あるるんの杜」敷地内に、「あるるん畑」と鮮魚を取り扱う「あるるんの海」が加わり、「上越あるるん村」がオープンいたしました。この施設を地域交流の拠点、情報発信基地と位置付け、6次産業化と園芸作物の拡大を図り、地域の活性化に貢献してまいります。

JAでは、アンケート調査や担い手訪問を通じて組合員のご意見を伺いながら、「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」を目標とする自己改革の実践に取り組んでまいりました。また、JA新潟県大会では、5年後を目途とした新たな合併構想を決議しました。合併の効果・課題等については、慎重に見極めたうえで、丁寧に説明してまいります。JAえちご上越が「地域になくはならない存在」としてあり続けるため、役職員一丸となり自己改革に取り組みますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、担い手の皆様のご健康と益々のご活躍をお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

営農・経済事業担当 常務理事 石山 忠雄

事故多発

JAえちご上越管内 農作業事故発生状況

10月に1件、12月に1件の事故が発生(30年度 累計16件で過去最多)

これからの時期は、特に雪下ろしや除雪作業にご注意ください。

- フォークリフトによる1tパックの米袋の運搬補助をしている際、トラックの荷台の上から地面に落下、頭と手足を打撲。約1か月後、頭に血が溜まっていることが判明。(事故は10月発生)
- 緩やかな坂道に停めたフォークリフトが、サイドブレーキの効きが弱く動き出したので、それを止めようとしてフォークリフトと柱の間に手を挟んだ。手のひらと甲を打撲。

平成30年度 第2回担い手農家・生産法人研修会の開催について

日時：平成31年1月24日(木) 13時15分～15時30分

会場：新潟市 秋葉区文化会館

内容：「スマート農業(生産)システムについて ～研究開発・実用化状況と今後の展望～」

講師 農研機構 農業技術革新工学研究センター 主席研究員・農学博士 吉田 智一 様
「多収性品種の栽培ポイント」

○多収性品種の特徴と31年産の栽培

○展示圃等の育成状況と課題

講師 新潟県 農林水産部 経営普及課

講師 全農新潟県本部 担い手・営農支援部

申込：平成31年1月17日(木)までに農業対策課(経営サポート)へご連絡ください。

～お申し込み・お問い合わせ先～ 農業対策課(経営サポート) TEL：025-527-2035



農業所得申告支援システムをご利用の皆様へ

農業所得申告支援システムをお申し込みいただいている皆様には、1月の第4週目頃にシステム帳票が届くよう郵送いたします。ご確認いただき、不明な点がございましたらお問い合わせ下さいますようお願いいたします。(帳票の構成や項目につきましては、昨年と変わりありません)

◇ 下記は昨年平成30年の主な交付金の支払い日等です。ご確認願います。
(支払い日が1、2日前後した場合がありますので、ご注意下さい)

①「雑収入」に計上する主な補助金・助成金

○中山間地直接支払：2月下旬

○数量払い交付金(そば、大豆)：3月9日 ○産地資金：3月28日

○経営所得安定対策交付金(米直接払、水田活用加工米等、水田活用大豆等)：12月19日

②拠出金の支出があるもの(一)表示

○水田経営安定所得対策(ナラシ対策) 29年産米拠出金返還と交付：6月22日

30年産米拠出：7月18日



農業経営基盤強化準備金の税制改正について

農業経営基盤強化準備金の税制改正により、以下の点が変更になります。

① 農業経営基盤強化準備金制度の適用期限が2年延長されました。

個人は平成31年分、法人は平成31年度分まで適用されます。

② 米の直接支払交付金が対象補助金から除外されました。(平成29年度分で終了)

③ 準備金の強制取崩(注)が規定されました。(平成30年4月1日以降が対象)

A 認定計画(農業経営改善計画・青年等就農計画)に記載された農用地・機械装置・器具備品・建物等・構築物・ソフトウェア(いずれも新品、農業用に限る)を取得した場合は、取得価額相当額の準備金を強制取崩

B 認定計画に記載されていない農用地・機械装置・建物等・構築物(いずれも新品、農業用に限る)を取得した場合でも、取得価額相当額の準備金を強制取崩

注) 固定資産(新品・農業用)を購入した場合、その金額と同額の準備金を無条件で取り崩すこと(利益計上)となります。Bの場合は圧縮記帳ができないので、相当の利益が出ます。これを避けるため、固定資産購入の見込が出たら、購入前に必ず認定計画に載せる申請を行ってください。また、認定計画に載っていても、機械の能力が±20%を超える場合は軽微な変更とは認められないので、この場合も取得前に、計画を変更し認定を受ける必要があります。



青色申告を始めるには、「青色申告承認申請書」の届出が必要です!

広報誌1月号にも記事が掲載されていますが、農業経営の改善や国が進める農業政策への取り組み、節税といった面からも青色申告をお勧めします。

▶ 平成31年から青色申告を行うためには、平成31年1月16日～3月15日の間に、税務署へ「青色申告承認申請書」の届出が必要となります。

担い手通信(タックス)発行元・お問い合わせ先
JAえちご上越 営農部 農業対策課(経営サポート)
TEL 025-527-2035
FAX 025-527-2019
Eメール j.nougyosupport@ja-ej.com
ホームページ <http://www.ja-echigojoetsu.or.jp>

あけましておめでとうございます。
本年もよろしく願っています。

